

一の三 通所給付費等単位数表第1の9の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援  
(略)

イ 特別支援加算の対象となる障害児(以下この号において「加算対象児」という。)に係る児童発達支援計画(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。)第二十七條第一項(指定通所基準第五十四條の五において準用する場合を含む。))に規定する児童発達支援計画をいう。)を踏まえ、加算対象児の自立生活に必要な日常生活動作、運動機能等に係る訓練又は心理指導のための計画(以下この号において「特別支援計画」という。)を作成し、当該特別支援計画に基づき、適切に訓練又は心理指導を行うこと。

ロ (略)

ハ 特別支援計画の作成又は見直しに当たって、加算対象児に係る通所給付決定保護者(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。)第六條の二の二第九項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。)及び加算対象児に対し、当該特別支援計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。

二 (略)

一の四 通所給付費等単位数表第1の9の2の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童

次の表の行動障害の内容の欄の区分に応じ、その行動障害が見られる頻度等をそれぞれ同表の一点の欄から五点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が二十点以上であると市町村が認めた障害児

行動障害の内容	一点	三点	五点
ひどく自分の体を	週に一回以上	一日に一回	一日中

一の二 通所給付費等単位数表第1の9の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する指定児童発達支援

次のイからニまでに掲げるいずれにも該当する場合

イ 特別支援加算の対象となる障害児(以下この号において「加算対象児」という。)に係る児童発達支援計画(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。)第二十七條第一項に規定する児童発達支援計画をいう。)を踏まえ、加算対象児の自立生活に必要な日常生活動作、運動機能等に係る訓練又は心理指導のための計画(以下この号において「特別支援計画」という。)を作成し、当該特別支援計画に基づき、適切に訓練又は心理指導を行うこと。

ロ (略)

ハ 特別支援計画の作成又は見直しに当たって、加算対象児に係る通所給付決定保護者(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。)第六條の二の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。)及び加算対象児に対し、当該特別支援計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。

二 (略)  
(新設)



沈静化が困難なパ ニツク			あり
他人に恐怖感を与 える程度の粗暴な 行為			あり

一 一五 通所給付費等単位数表第1の9の2の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者が指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行うこと。

二 (略)  
イ (略)

(1) (略)

(2) 指定児童発達支援事業所等（指定通所基準第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）共生型児童発達支援事業所（指定通所基準第五十四条の二に規定する共生型児童発達支援の事業を行う事業所をいう。）又は基準該当児童発達支援事業所（指定通所基準第五十四条の六に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定児童発達支援事業所等」と総称する。）において(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」

(新設)

二 通所給付費等単位数表第1の13の注の厚生労働大臣が定める基準

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(1)  
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) (略)

(2) 指定児童発達支援事業所等（指定通所基準第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）又は基準該当児童発達支援事業所（指定通所基準第五十四条の二に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定児童発達支援事業所等」と総称する。）において(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。））又は指定都市又は児童相談所設置市の市長とし、基準該当児童発達支援事業所の場合にあっては登録先で